

コミュニティバスの無料利用に関して、75歳以上の年齢確認方法に、「長寿手帳」が加わります。




「長寿手帳」でコミュニティバスを無料利用するには（75歳以上）？

1. 「長寿手帳」の交付を受ける際に75歳以上の方は、内面「記入欄」に75歳以上であることを示すスタンプを押印します。

（交付窓口は高齢者支援課、飯山・綾歌市民総合センター、本島・広島市民センター）
 （既に交付を受けている方でスタンプのみの押印であれば上記に加え、都市計画課でも押印は可能です。その際は年齢が確認できるものをご持参ください）

2. 顔写真を貼り付けてください。
 （顔写真はご自身でご用意ください）

記入欄



スタンプ

表紙は「君老いず花の如し」と書かれています。いつまでも花のように美しく若々しくあってほしいとの願いを込めたものです。
 （表紙：和田邦坊画伯）

所持者

血液型 _____

生年月日 明治・大正 **昭和**

20年4月1日

氏名 丸亀太郎

住所 丸亀市大手町二丁目4番21号

電話 0877-23-2111

【緊急連絡先】

氏名 _____（続柄）

電話番号 _____

かかりつけ医療機関名 _____（電話 _____）

（付された方はお手数ですが御連絡ください。）

内面

この手帳を見せると、次の県立施設へ無料で入場（入園）できます。

- 高松市栗林町 1 - 20 - 16
TEL 087-833-7411
- 歴史展示室及び企画展示室並びに県主催の特別展
高松市玉藻町 3 - 5
TEL 087-822-0002
- 東山魁夷せとうち美術館
坂田市沙弥町 224 - 13
TEL 0877-41-1333

※ 優待内容は、変更されることがありますので、事前に施設へお問い合わせの上、御利用ください。
 ※ その他県内の公共施設等でも優待を受けられる場合があります。



外面

3. コミュニティバスを利用し、降車時に運転手に「長寿手帳」の内面（上記の面）を見せてください。

※「長寿手帳」は公的な証明書ではないため、顔写真の貼付けがない場合は、無料対象とはなりませんのでご注意ください。

※従来通り、「後期高齢者医療被保険者証」又は「マイナンバーカード」でも無料利用可能です。